

2022年度 運輸安全報告書



2023年6月

東京ベイシティ交通株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

当社では、『運輸安全マネジメント』に基づき、輸送の安全を確保するため、全社員が一丸となり以下の通り、取り組んでおります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

< 東京ベイシティ交通株式会社 安全方針 >

安全の確保を最優先とする

すべての業務において、安全を最優先に取り組む。

法令遵守を徹底する。

輸送の安全にかかわる法令及び安全管理規程を遵守する。

PDCA サイクルを回し、継続的改善を図る。

常に安全対策を見直し、絶えず輸送の安全性向上を図る。

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全確保に主体的関与を果たしてまいります。
- また、現場における安全に関する声に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（「Plan Do Check Action」）を実施し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- また、輸送の安全に関する情報について、インターネット等を通じて公表いたします。

2. 2022年度 輸送の安全に関する目標および達成状況

2022年度の安全目標（事故減件目標）および達成状況は以下のとおりです。

	目標	達成状況
重大事故	0 件	0 件 【達成】
事故減件目標	48 件	65 件 【未達成】 +17 件
飲酒運転の根絶	0 件	0 件 【達成】

2022年度に於きましては、事故減件目標48件に対し、有責事故発生件数が65件となり、事故減件目標を達成することが出来ませんでした。2022年度中に発生いたしました事故内容を検証し、同様の事故を発生させないよう再発防止に努めていきます。

また、『飲酒運転の根絶』について、厳正な点呼の執行や各種掲示物での達示および各種研修にて繰り返し教育を行うことにより、飲酒運転の事案はございません。

3. 事故に関する統計

2022年度中に発生した自動車事故報告規則第2条に該当する事故は以下のとおりです。

事故種別	2022年度	2021年度	増減
自動車事故報告規則 第2条に該当する事故	0 件	2 件	- 2 件

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

●輸送の安全のために講じた措置（2022年度）

2022年度は以下のとおり輸送の安全に関する施策を実施いたしました。

（1）安全意識の確立・浸透

「輸送の安全確保が最も重要である」という意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守する。

- ・経営トップによる定期的な訓示及び通達の掲示
- ・各種会議において「安全意識」に関連したテーマを設定し開催

（2）貸切バス事業者安全性評価認定

公益社団法人日本バス協会による、貸切バス事業者安全性評価認定制度において、「三ツ星」の認定を2021年12月27日に取得しております。

（3）各種安全運動の実施

春・夏・秋・冬・年末年始の各交通安全運動及び輸送安全総点検の他、車内事故防止キャンペーン等において、社長以下役職者による、早朝点呼査察、危険交差点等の街頭指導、添乗指導を実施し、輸送の安全性向上に努めております。

（4）事故防止対策に関する各種会議

輸送の安全に関する目標値を達成するため、社長以下安全に関わる管理職、統括運行管理者、運行管理者、整備管理者による「安全対策会議」を毎月開催し、事故に関する情報共有、再発防止策の検討を行っております。

また、管理者と運転士代表で構成する「事故防止対策委員会」を毎月開催し、事故情報の共有や、事故の分析に基づく再発防止策及びヒヤリハット情報収集に付いての意見交換を行っております。

（5）その他実施事項

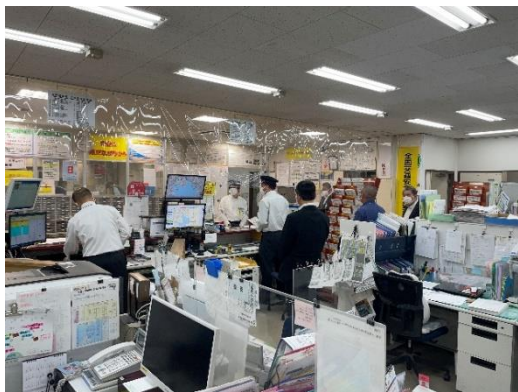
- ・乗務員及び管理者を対象とした、適性・適齢診断の実施。

- ・ 毎年、運転記録証明書提出を義務付け。
- ・ 朝通勤時間帯に、駅前交差点へ誘導員を配置。（2020年度より継続実施）
- ・ SAS（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査。（2022年度：11名受診）
- ・ 脳MRI健診によるスクリーニング検査。（2022年度：15名受診）
- ・ アルコール検査時における体温測定。（2020年度より継続実施）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、千鳥営業所等施設内に光触媒による抗菌・抗ウイルスコーティングを実施。
- ・ 車両更新の推進。（新車7両導入。※全車EDSS（ドライバー異常時対応システム）装備）
- ・ 関係各所へのバス停及び道路環境改善要望書の提出。

安全装置の搭載等

- ・ 車内および乗降時の安全性向上のための中扉カメラ及び車内モニター増設（路線バスタイプの大型車・中型車 全80両）
- ・ バス車両内における車内ミラー増設（2022年度の全新造車両（7両））
- ・ 車庫内路面ペイントの更新による視認性強化
- ・ 高速バス車両 LEDスタッフ灯増設（全高速バス車両（14両））
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（ビニールカーテン更新 全138両、施設内の抗菌・抗ウイルスコーティング）

<早朝点呼立会>



<管理者による街頭指導>



<誘導員配置>



<千鳥車庫内事故防止安全啓蒙掲示物>



●輸送の安全のために講じようとする措置（2023年度）

2023年度は以下のとおり輸送の安全に関する施策を予定しています。

- (1) 既存車両における車内ミラーの増設
- (2) 車両更新の推進による設備の刷新と先進安全装置の導入
- (3) 採用活動強化による人材確保・育成に伴う教育訓練の実施を通じた安全確保の強化
- (4) 外部講師による接客・接客研修による運転者のスキルアップ
- (5) 災害対策の強化（停電対策用発電設備の強化）
- (6) 健康起因事故防止に向けた施策の推進
- (7) 事故の再発防止に向けたケアの推進 等

5. 輸送の安全に関する教育・研修

●乗務員研修

乗務員に対し、安全運転研修・事故防止研修等において、ドライブレコーダーの映像を取り入れ、ヒヤリハットや事故事例等を共有し、安全意識の向上に努めております。

また、事故惹起者に於いては、事故原因の究明・再発防止のため、事故惹起者研修を社内にて実施しております。また、乗務員の更なる接客接客向上の為、2022年度より外部講師による接客接客研修を再開しております。

●運行管理者研修

運行管理者及び補助者に対しても、厳正な点呼執行の徹底、教育訓練の確実な実施を目的として、社内研修を実施しております。その他に、統括運行管理者による点呼実施状況の確認や、運行管理者への指導等を行い、運行管理者のスキルアップ・事故件数削減に向け取り組んでいきます。

●その他研修

社長以下管理職及び運行管理者は、定期的に国土交通省が開催する運輸安全マネジメントセミナー及び自動車事故対策機構が開催する認定セミナーを受講しております。

また、異常時における対応力の強化を目的に、バスジャック・テロ対応訓練、運輸防災マネジメントに基づく防災に特化した社内講習を実施しております。

<事故映像及びヒヤリハット事例視聴>



<点呼実施状況確認>



＜外部講師による接客接遇研修＞



＜バスジャック・テロ対応訓練＞



6. 2022年度内部監査の結果ならびに講じた措置

当社では、輸送の安全の確保状況を点検するため、内部監査を年1回実施しております。

2022年度においては、安全統括管理者に対して「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」に基づきインタビューを行い、安全管理体制を確認したほか、営業所に対して、業務に関する規程類・監査時提示資料の確認等の内部監査を実施いたしました。

内部監査の結果として、概ね適正であることを確認しました。

また、改善事項について監査結果報告書で安全統括管理者および営業所に対しフィードバックし、更なる改善を図るよう指摘しております。

7. 2023年度 輸送の安全に関する目標および重点施策

●輸送の安全に関する目標（2023年度）

【最重点目標】

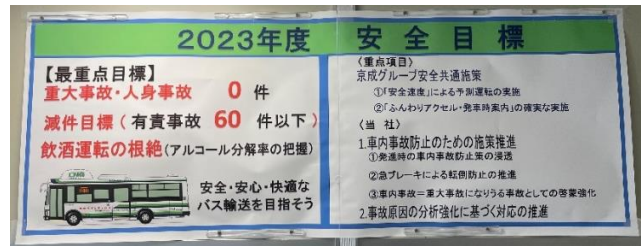
1. 重大事故・人身事故 0件
2. 減件目標 有責事故 60件以下
3. 飲酒運転の根絶

●輸送の安全に関する重点項目（2023年度）

【実施項目】

1. 車内事故防止のための施策推進
 - ① 発進時の車内事故防止策の浸透
 - ② 急ブレーキによる転倒防止策の推進
 - ③ 車内事故 = 重大事故になりうる事故としての啓蒙強化
2. 事故の再発防止に向けた対応の推進

(2023 年度安全目標 社内掲示)



8. 安全統括管理者

常務取締役 小松崎 一朗 ※2021 年 7 月 1 日選任

9. 安全管理規程

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を実施し、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 当社は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を行うよう努める。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 当社は、第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 当社は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 常勤取締役（以下、本規程において「経営トップ」と称する）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の計画・実施及びその業務に関する進捗管理並びに具体的な取り組み項目等の有効性を、安全対策会議にて適切か否かを検証し、必要に応じ是正措置を行う。
- 5 安全対策会議は、原則、毎月実施する。前述以外でも必要に応じ、開催する。

(社内組織)

第八条 当社は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 統括運行管理者
- 三 運行管理者
- 四 整備管理者
- 五 その他必要な責任者

- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 3 統括運行管理者は、運行管理者の業務を統括する。
- 4 運行管理者は、運行面において、乗務員の指導監督等、輸送の安全の確保に関する業務を行う。
- 5 整備管理者は、自動車の点検及び整備面において、輸送の安全の確保に関する業務を行う。
- 6 当社は、京成自動車整備株式会社（以下「委託先」という。）と受委託契約を締結し、委託先と一丸となり、輸送の安全確保に取り組む体制を構築、維持すると共に輸送の安全性の向上に努める。
- 7 当社は、前項に掲げる委託先以外でも外部委託（安全に係る業務及び事業者等）と受委託契約を締結した場合であっても、相互に協力し輸送の安全性の向上に努める。
- 8 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。（別紙1）

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 当社は経営トップのうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 当社は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括

管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保に関する内部監査の実施状況について確認すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、統括運行管理者及び運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 当社は、経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。(別紙2)

- 2 当社は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 当社は、自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を経営トップに報告する。
- 3 前項において、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 当社は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のための措置を講じる。

- 2 当社は、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針その他輸送の安全に係る情報を公表する。

- 2 当社は、運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 当社は、本規程について、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

- 2 当社は、輸送の安全に関する報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果講じた措置等を記録し保存する。

(附 則)

第十九条 この規程は、2019年7月1日より施行する。

10. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

東京ベイシティ交通

【輸送の安全に関する組織図】

